

第 51 号議案

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年愛南町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 開票管理者の項区分の欄及び同表開票立会人の項区分の欄中「日額」を「1回の選挙につき」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の受ける報酬は、その従事した時間が6時間未満であった場合は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月9日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者及び投票立会人の選任要件が緩和されたため。

愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
本則 略 別表第1(第2条、第3条関係)				本則 略 別表第1(第2条、第3条関係)			
職名	区分	報酬の額	費用弁償の額	職名	区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)				(略)			
開票管理者	日額	10,800円		開票管理者	1回の選挙につき	10,800円	
(略)				(略)			
開票立会人	日額	8,900円		開票立会人	1回の選挙につき	8,900円	
(略)				(略)			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				<p><u>備考 投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の受ける報酬は、その従事した時間が6時間未満であった場合は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>。</p>			
以下 略				以下 略			